

令和5年度 介護職員処遇改善加算等に関する考え方（白寿会）

1、算定する加算

- ① 介護職員処遇改善加算 加算 I 継続
- ② 介護職員等特定処遇改善加算 特定加算 I 継続
- ③ 介護職員等ベースアップ等支援加算 継続

① 介護職員処遇改善加算

- ・平成22年度より実施している加算はすべて継続
- ・介護職員の基本給引上げ(引上げ幅は人事考課により各人ごとに決定)
- ・交代勤務手当 1日300円
- ・処遇改善の経過(平成21年より令和5年まで)
 - 基本給増額、職務手当支給、資格手当増額、夜勤手当増額、会議手当、一時金支給
 - 交代勤務手当、職務手当増額、賞与増額

② 特定処遇改善加算

法人全体 令和5年度介護報酬加算の見込額 11,937,012円
 令和5年度特定加算による賃金改善見込み額 14,499,330円

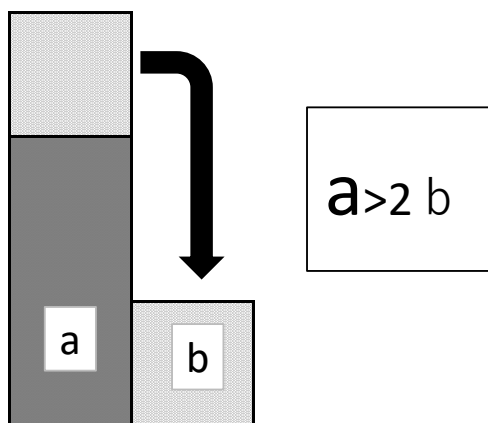
a、経験・技能のある介護職員(27名) (注)職員数は常勤換算する。

介護福祉士の資格を有し、当法人にて勤続10年以上の正規介護職員をいう。

b、他の介護職員(①17名、②13名、③7.15名、④14名、⑤9.15名)

- ①介護福祉士の資格を有し、当法人にて勤続5～9年の正規介護職員をいう。
- ②介護福祉士の資格を有し、当法人にて勤続5年未満の正規介護職員をいう。
- ③介護福祉士の資格を有し、当法人に勤務するパート介護職員をいう。
- ④当法人に勤務する介護福祉士でない介護職員(50歳未満かつ週40時間勤務)をいう。
- ⑤当法人に勤務する介護福祉士でない介護職員(50歳以上または週40時間未満)をいう。

・配分方法 配分Ⅱ(aとbのグループで配分)を採用する。



令和5年度 特定処遇手当配分

5千=30円/H

3千=20円/H

区分	a	b①	b②	b③	b④	b⑤	合計
人数	27	17	13	7.15	14	9.15	87.3
月額	20,000	15,000	10,000	5,000	5,000	3,000	(誤差あり)
年額	6,480,000	3,060,000	1,560,000	424,800	840,000	420,300	12,785,100
1人平均	20,000	8,042					14,449,330

(下段:福利含む)

③ ベースアップ等支援加算

介護職員6,000円/月、他職員3,000円/月（常勤換算）既存手当に加算して支給 短時間パートを除く
主任手当,リーダー手当増額
夜間待機手当増額

2、賃金改善実施期間

令和5年4月から翌年3月まで、対象月の給与支給時に支給する。
次年度以降において、内容に変更なければ継続する。

3、賃金改善実施方法

基本給の引上げ、交代・役職・待機等手当は該当月より支給する。

特別処遇・BU支援加算は「職務手当」の一部として支給する。

給与明細には「職務(特処分)」と別枠に記載する。

パート職員は労働条件通知書の契約時間より1か月分を算定し定額「職務(特処分)」で支給する。

概算による配分案にて支給を行うが、営業成績等で変動があった場合は配分額の変更を行うことがある。

年度末に仮集計し、配分不足や配分割合不整合が生じた場合は必要に応じ加減調整を行う。